

介護保険料Q & A

令和5年6月
広島県三次市
市民部課税課

Q 1

介護保険料はいつから納めるのですか。

A 1

40歳になった月から納めていただきます。

40歳から64歳までの介護保険料は、加入している健康保険の保険料とあわせて納めます。

65歳になった月からは、健康保険とは別に三次市に納めていただくこととなります。

三次市に納めるのは、65歳の誕生日の前日が属する月分からです。

【例】誕生日が7月1日→6月分から納めます。

誕生日が7月2日→7月分から納めます。

Q 2

65歳の誕生日を迎えましたが、1ヶ月分の保険料は月割ですか。日割ですか。

A 2

介護保険料は健康保険料と同様に月割計算となっています。

介護保険の資格を取得された月（65歳到達、三次市に転入）から介護保険料が発生します。

介護保険の資格を喪失された月（死亡、三次市から転出）から介護保険料が発生しません。

そのため、日数に関係なく、65歳になる月から介護保険料の計算対象となり、また、健康保険に含まれる介護保険分はその前月までの計算となります。

なお、月の初日の1日生まれの方は前月末日が満年齢到達日になりますので、前月を含めて介護保険料が計算され、健康保険に含まれる介護保険分は前々月までの計算になります。

Q 3

介護保険はすべての人が加入しなければならないのですか。

A 3

介護保険は健康保険と同様の考えになります。

本人の届け出がなくても三次市に住所のある65歳以上のすべての方が第1号被保険者となります。

介護サービス利用の有無にかかわらず、すべての被保険者の方に介護保険料を納めていただきます。

介護保険は社会全体で介護が必要な人を支える制度です。

自立した暮らしを助け、介護する家族の負担を減らす介護保険制度のしくみと介護保険料の大きな役割にご理解とご協力をお願いします。

Q 4

介護サービスを利用していなくても介護保険料を払わなければならないのですか。

A 4

介護サービス利用の有無にかかわらず、すべての被保険者の方に介護保険料を納めていただきます。

介護保険は社会全体で介護が必要な人を支える制度です。

自立した暮らしを助け、介護する家族の負担を減らす介護保険制度のしくみと介護保険料の大きな役割にご理解とご協力をお願いします。

Q 5

死亡した場合、介護保険料はどうなりますか。

A 5

死亡日の翌日が資格喪失日となります。

この資格喪失日の前月までを月割りで再計算し、精算分等について、後日、ご遺族様あてに通知をお送りします。

精算後の差額納付分がある場合は、納付をお願いします。

年金から特別徴収（年金から天引き）された保険料の差額分については、年金保険者（日本年金機構、共済組合）と三次市との返納金にかかる確認書の確認後にご遺族様に還付となる場合には、後日、通知をお送りします。

なお、返納金にかかる確認書の確認は、年金保険者での未支給年金請求、年金

受給者の年金の死亡届出等の確認後になりますので数か月かかることがあります。

Q 6

他の市区町村から三次市に転入した場合、介護保険料はどうなりますか。以前住んでいたところでは介護保険料が年金から天引きされていましたが、今回、三次市から納付書が届きました。年金からの天引きにはならないのですか。

また、以前住んでいたところと比べて介護保険料が高い（低い）のですがなぜですか。

A 6

介護保険料は月割り計算となります。

【例】 2月20日に転入した場合⇒

1月分までは前の住所地に納付していただきます。

2月分からは三次市に納付していただきます。

以前住んでいた市区町村での年金からの天引きは中止となります。

そのため、三次市にて介護保険料の年金からの天引きを始めるには、三次市と日本年金機構等との調整が必要となります。（被保険者の方での手続きは必要ありません。）

年金からの天引きが始まるまでの介護保険料については、納付書・口座振替・クレジットカード払いで納めていただくこととなります。

また、介護保険料は各市区町村での介護保険サービスにかかる費用や65歳以上の方の人数などをもとに算定していますので、お住まいの市区町村によって金額が異なります。

Q 7

三次市から転出した場合、介護保険料はどうなりますか。

三次市では介護保険料が年金から天引きされていましたが、今回新しい住所地から納付書が届きましたが年金からの天引きにはならないのですか。

また、三次市と比べて新しい住所地の介護保険料が高い（低い）のですがなぜですか。

A 7

介護保険料は月割り計算となります。

【例】 2月20日に転出した場合⇒

1月分までは三次市に納付していただきます。

2月分からは新しい住所地に納付していただきます。

三次市での年金からの天引きは中止となります。

そのため、新しい住所地にて介護保険料の年金からの天引きを始めるには、新しい住所地と日本年金機構等との調整が必要となります。（被保険者の方での手続きは必要ありません。）

年金からの天引きが始まるまでの介護保険料については、納付書・口座振替等で納めていただくこととなります。

また、介護保険料は各市区町村での介護保険サービスにかかる費用や65歳以上の方の人数などをもとに算定していますので、お住まいの市区町村によって金額が異なります。

詳しくは新しい住所地の介護保険料の係にお問い合わせください。

Q 8

三次市の国民健康保険に加入しています。

65歳になっても国民健康保険税の納税通知書に介護保険料が含まれているのですが、二重払いではないですか。

A 8

65歳になると、月割りで、健康保険（国民健康保険を含む）に含まれる介護保険分から、市が所得段階別に計算する介護保険料に移りますので、二重に計算されることはありません。

三次市の国民健康保険では、年度の途中で65歳になる場合、その前月までの介護保険分を各納期まで納めていただく金額に振り分けて計算しています。

そのため、国民健康保険税と介護保険料の納期が重なることはありますが二重払いではありません。

Q 9

世帯主の私（65歳）と私の妻（62歳）の2人が、三次市の国民健康保険に加入していますが、私たちの介護保険料はどうなりますか。

A 9

世帯主のあなたは65歳になられた月分から国民健康保険とは別に、三次市に介護保険料を納めていただくこととなります。

国民健康保険税は、世帯主の方が納税義務者となりますので、被保険者の人数、所得金額等を基に計算されます。

そのため、妻の方の介護保険料部分の納付については、国民健康保険税の介護保険分として計算に含め、世帯主の方に納付をお願いします。

Q 1 0

夫（65歳）と妻（62歳）で、会社の健康保険に加入していますが、扶養家族である妻の介護保険料はどうなりますか。

A 1 0

この場合、夫の方は65歳になられた月分から三次市に介護保険料を納めていただくこととなりますが、会社の健康保険の扶養家族の妻の方の介護保険料を納めていただく必要はありません。

Q 1 1

65歳以上の介護保険料が、国民健康保険税（または勤務先の健康保険の方は健康保険料）に含まれていた介護保険分より高くなったように思うのですがなぜですか。

A 1 1

40歳から64歳までの健康保険に含まれる介護保険分は、健康保険のルールに基づき勤務先とで折半しています。

国民健康保険の介護保険分もこれに合わせるため、国県と市町村とで折半しています。

65歳以上の介護保険料は、ご本人の課税対象の年金収入や合計所得金額、ご本人や世帯の市民税課税状況等に基づき所得段階別に計算しています。

また、勤務先や国の補助金部分がないため、個人の収入状況等により差がありますが、一般的には65歳以上の介護保険料の方が高くなることとなります。

Q 1 2

同じくらいの年金収入の金額の人と、介護保険料が違うのはどうしてですか。

A 1 2

介護保険料は、ご本人の課税対象の年金収入や合計所得金額、ご本人や世帯の市民税課税状況等に基づき所得段階別に計算しています。

年金収入の金額が同じであっても、同じ世帯に市民税を課税されている人がい

るかどうかなどで介護保険料の計算が異なります。

Q 1 3

介護保険料の納付書が届きましたが、年金から天引きされないのですか。

A 1 3

65歳になられた方は、年金をもらわれているかどうかにかかわらず、最初の納付方法は納付書でのお支払いとなります。

(口座振替やクレジットカード払いを申し込まれた方は口座からの振替やクレジットカード払いとなります。)

三次市にて介護保険料の年金からの天引きを始めるには、三次市と日本年金機構等との調整が必要となります。(被保険者の方での手続きは必要ありません。)

調整完了後、年金からの天引きが始まります。

年金からの天引きが始まる際には年金天引きの開始の通知をお送りします。

Q 1 4

介護保険料の納付について、年金からの天引きのお知らせが届きましたが、年金からの天引き以外の納付方法(納付書・口座振替・クレジットカード払い)に変更できますか。

A 1 4

納付方法の変更はできません。

介護保険法に基づき、原則として、特別徴収の対象となる年金の受給額が年間18万円以上ある場合は、年金からの天引きとなります。

被保険者の保険料納付の利便性を図るとともに、収納関係の経費を抑え、確実な収納を行うために法律で定められています。

年金を受給されている方は、原則として自動的に年金からの天引きとなり、希望による納付方法の変更はできません。

Q 1 5

65歳になりました。介護保険料を年金から天引きしてもらうために、何か手続きが必要ですか。

A 1 5

年金からの天引きは自動的に開始されますので、手続きの必要はありません。

ただし、年金からの天引きが始まるまでの納期分については、三次市から送付した納付書（口座振替やクレジットカード払い）による納付をお願いします。特別徴収が始まる際には、事前にお知らせいたします。

Q 1 6

これまで介護保険料は年金から天引きされていたのに、納付書が届いたのはなぜですか。

A 1 6

これまで年金からの天引きをされていた方が、次の事由に該当した場合、年金からの天引きが中止となることがあります。

この場合、中止後は納付書・口座振替・クレジットカード払いで納めていただくことになります。

- ・他の市区町村から転入してきた場合
- ・受給されている年金の種類が変わった場合（例：老齢年金⇒遺族年金等）
- ・年金の現況届の提出が遅れた場合
- ・年金を担保に借り入れされた場合
- ・所得税の確定申告や市民税申告等により、介護保険料額が減額となった場合
- ・所得税の確定申告や市民税申告等により、介護保険料額が増額となった場合

増額分については、増額分を納付書等での納付となりますが、年金からの天引きをしていた介護保険料はそのまま継続します。

減額の場合は、年金天引きできなくなったあとの差額分が残る場合は、その差額分を納付書等での納付となることがあります。

Q 1 7

年金の金額が年額18万円以上あるのに年金から介護保険料が天引きされていないのですが。

A 1 7

年金の金額が年額18万円以上の方であっても、次のような場合等は納付書等で介護保険料を納めていただきます。

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中で介護保険料が変更になった場合

- ・年度途中で他の市区町村から転入してきた場合等

Q 1 8

介護保険料はどのように決められていますか。

A 1 8

介護保険サービスを利用した場合、その1割（2割または3割）は利用者が直接負担しますが、残り9割（8割または7割）は介護保険が負担することになっています。

その介護保険が負担する額の5割は、国、県、市が負担し、残り5割を被保険者の方が納付された介護保険料で負担しています。

また、介護保険料は、40歳から64歳の方（「第2号被保険者」といいます）の負担区分と、65歳以上の方（「第1号被保険者」といいます）の負担区分があります。

65歳以上の方の「介護保険料」は、この第1号被保険者をお願いする介護保険料のことで、3年に1度、将来3年間にわたり必要と見込まれる介護サービスに要する経費の見込みをたてて算出しています。

Q 1 9

介護保険料の基準額とは何ですか。

A 1 9

基準額とは、全国の65歳以上の高齢者のほぼ中心になる所得状況の方をお願いする介護保険料額を言います。

三次市での基準額は次の①から③のすべてにあてはまる場合になります。

- ① 「本人が市民税非課税」で、
- ② 「同じ世帯に市民税を課税されている方いる」、
- ③ 「本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額（公的年金等の雑所得の金額を除く）が80万円を超えている方」

基準額の段階以外の方は介護保険料の基準額に、所得金額や市民税の課税状況等により算定します。

Q 2 0

生活が苦しく、介護保険料を支払っていくことが困難です。どうすればいいですか。

A 2 0

介護保険制度では、65歳以上の方のすべての方に介護保険料を納付していただくことが原則としており、介護保険料額を決める時点で所得金額や市民税課税状況を反映しています。

ただし、災害等の特別な事情で一時的に介護保険料を納めることが困難となったとき等は、徴収の猶予や減額、免除等が認められる場合もあります。

お早目に三次市課税課市民税係までご相談ください。

また、介護保険料だけでなく、生活が困窮しているとなっている場合は、生活保護のご相談なども検討されることも必要と思われます。

生活保護のご相談は、市役所福祉保健部社会福祉課社会福祉係（電話0824-62-6146 FAX0824-62-6285）にお問い合わせください。

Q 2 1

所得税の確定申告をする必要がないため税金の申告をしていません。介護保険料の計算はどうなりますか。

A 2 1

公的年金や個人年金等の収入があっても所得税の納付の必要がないことにより、所得税の確定申告や市民税の申告もしていない方については、市役所の課税課にて把握している年金や給料等の給与・年金支払報告書（源泉徴収票と同じもの）等により介護保険料を計算しています。

ただし、障害者手帳を持っている方や配偶者と死別した女性等が該当する所得控除（障害者控除や寡婦控除等）がさきの給与・年金支払報告書に記載がない場合、それらの情報が反映されない状態で市民税が計算され、介護保険料の計算にも影響します。

そのため、介護保険料がいつもの年よりも段階が上がったりすることがあります。介護保険料は本人が市民税の課税されている方であれば上位の段階になります。所得から控除できるものがあるのに税金の申告をされていない方は介護保険料の所得段階が変わることもあります。

税金の申告が必要かどうか等のご相談は市役所課税課市民税係までお問い合わせください。

Q 2 2

年金から天引きされる保険料の金額が一定でないのはどうしてですか。

A 2 2

年間の介護保険料は本人の前年の年金収入額や所得金額、本人や世帯の市民税の課税状況等により毎年6月に決定します。

そのため、4月・6月・8月の介護保険料は仮徴収として、前年度の2月に天引きした金額と同じ金額を天引きします。

そして6月に決定した年間の介護保険料の金額から、4月・6月・8月に天引きした保険料額を差し引いた残りの保険料額を10月・12月・2月の年金から天引きします。

なお、前年度と比較して、年間の介護保険料が大きく差がある方については、1回分の天引きする金額が一定になるように、6月・8月の天引きする金額から調整させていただく場合もあります。

【参考】介護サービスの制限について

納期限が過ぎた後も特別な事情がないのに保険料を納めないでいると、地方税法に定める滞納処分のほかに、介護サービスを受ける際、滞納の期間に応じて、介護保険の給付が制限されます。

介護保険のサービスが必要になったときに、大きな負担をせずに必要なサービスを利用するため、保険料は納め忘れのないようにお願いします。

保険料を1年以上滞納すると

介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、申請によりサービス費用が負担割合により払い戻される「償還払い」になります。なお、サービス計画の作成費用も自己負担となります。

<例>

1割負担の方が訪問介護と通所介護を利用し、月のサービス費用が10万円かかった場合の自己負担額は1万円ですが、滞納しているといったん10万円を全額支払い、後で申請して保険給付分の9万円の払い戻しを受けることとなります。

保険料を1年6ヵ月以上滞納すると

1年以上滞納した場合と同様に、いったん全額自己負担となります。滞納している介護保険料が納付されるまで、申請しても保険給付の全額又は一部が支払われない（差し止め）こととなります。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれることがあります。

保険料を2年以上滞納すると

介護保険料を2年以上滞納すると、滞納期間に応じて利用者の負担割合が高くなる場合や、高額介護サービス費（利用者負担が一定額を超えた場合に支給される費用）等の支給が受けられなくなる場合があります。

介護保険の問い合わせ先

◆〒728-8501

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

広島県三次市役所

ホームページ <https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/>

◆介護保険制度、介護保険の保険証、介護サービス、介護の給付等について

福祉保健部高齢者福祉課介護保険係（本庁本館2階）

電話 0824-62-6387

FAX 0824-62-6285

Eメール koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp

◆介護保険料の計算、介護保険料の納付方法等、

市民税の計算、所得税や市民税の所得等の申告について

市民部課税課市民税係（本庁本館1階）

電話 0824-62-6122

FAX 0824-62-6352

Eメール kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp

◆介護保険料の納付の相談、介護保険料を納付した金額の確認等について

市民部収納課収納係（本庁本館1階）

電話 0824-62-6127

FAX 0824-62-6352

Eメール shunou@city.miyoshi.hiroshima.jp

◆生活保護の相談について

福祉保健部社会福祉課社会福祉係

電話 0824-62-6146

FAX 0824-62-6285

Eメール fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp